

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、半導体事業部、産商事業部、エンジニアリング事業部の各事業部がそれぞれの特色を活かして連携するとともに、管理本部による全社統括機能を加えて、安定的に業績の拡大を図り企業価値を高めることを経営の基本方針としております。また、経営における透明性の向上および監督機能強化の観点から、適時適切な情報開示に取り組むことを、コーポレート・ガバナンスにおける基本的な考え方としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4. 株主総会における権利行使】

当社は、現在、議決権の電子行使および招集通知の英訳を実施しておりませんが、株主・投資家のご意見・ご要望も参考にしつつ、検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の維持および強化等の観点から、中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に、当該取引先等の株式を取得し保有することを基本方針としております。

政策保有株式の議決権の行使につきましては、投資先の中長期的な企業価値向上に資するかどうかという観点から、議案ごとに株主価値の毀損につながるものではないか等を検討の上、総合的に判断し議決権を行使いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社取締役会は、法令および会社規程により、取締役が利益相反取引を行う場合には取締役会の承認を得ることとしております。また、主要株主等との取引は、一般的な取引と同様の手続で承認することとしており、取引条件については市場価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。

この他、全役員に対して定期的に関連当事者間の取引の有無等を確認しております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 当社の企業理念については、次のとおりです。

「遵法に徹し公正な企業活動を行い、半導体産業の基礎を支える先端技術を通じて、暮らしや産業、社会に貢献する。」
経営戦略、経営計画については、決算短信に記載しております。

(2) コーポレート・ガバナンスの基本方針は、本報告書1の「1. 基本的な考え方」をご覧ください。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっては、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、役職や職責に応じた基本報酬に加え、年次や中長期の業績を考慮して支給することを方針としております。

報酬決定の手続につきましては、上記の方針を踏まえ、取締役会で決定しております。なお、取締役会の決定に先立って独立社外取締役と代表取締役社長が会合を開催し、意見交換を行っております。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっては、当社の経営陣幹部または取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とするを方針としております。

指名の手続につきましては、上記の方針を踏まえ、取締役会で決定しております。なお、監査役候補者の指名に当たっては、監査役会の同意を得ております。また、取締役会の決定に先立って独立社外取締役と代表取締役社長が会合を開催し、意見交換を行っております。

(5) 各役員の選任理由については、社外役員につきましては、個々の選任理由を本報告書2の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」に記載しております。

取締役・監査役については、いずれも、(4)の方針に基づき、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を選任し、指名しております。なお、個人別の経歴等については、当社ホームページで開示している「株主総会招集ご通知」をご参照ください。

(<http://www.mimasu.co.jp/ir/soukai.html>)

【補充原則4-1-1. 取締役会の役割・責務(1)】

当社取締役会は、経営全般に対する監督機能を担うとともに、法令および定款に規定された事項、当社取締役会規則に規定した事項等(決算に関する事項、経営方針に関する事項、重要な業務の執行に関する事項等)を決議しております。その他の業務執行については、各業務執行取締役はその決定を委任することとしております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社取締役会は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社取締役会は、当社の各事業において必要とされる知識・経験・能力のバランスに配慮しつつ、定款に規定した取締役12名以内・監査役4名以内の員数で、独立性と専門性、豊富な経験を持つ独立社外取締役を選任するなど、多様性と適切な規模を両立させることを基本的な考え方としております。

なお、取締役の選任に関する方針・手続につきましては、原則3-1(4)に記載しております。

【補充原則4-11-2. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

社外取締役および社外監査役をはじめとする当社取締役および監査役の兼任の状況は、「株主総会招集ご通知」に記載しております。

【補充原則4-11-3. 取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要】

当社取締役会は、取締役全員に対し取締役会全体の実効性に関するアンケート調査を事業年度末までに実施し、6月度の取締役会において分析・評価を行いました。その結果、当社取締役会は、現状において実効性に問題ないことを確認しております。

【補充原則4-14-2. 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、取締役および監査役の知識や能力の向上を図ることを方針としております。就任時およびその後も、継続的に外部セミナーの受講や外部団体への加入を推奨するなど、制度変化への対応や専門知識の向上に努めております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、株主を含む投資家との積極的な対話が重要であるとの認識のもと、会社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主を含む投資家からの取材に積極的に応じるとともに、当社ホームページにおいて情報開示等を行うことを、株主との対話に関する基本方針としております。

また、IRの責任者を、IR担当、総務部門、経理部門を統括する管理本部担当取締役とすることで、これらの部門の連携を確保するとともに、IR活動において把握された株主の意見等を、必要に応じて、関係役員および経営陣幹部に報告する体制としております。なお、株主等との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止を徹底しております。

2. 資本構成

| | |
|-----------|------------|
| 外国人株式保有比率 | 20%以上30%未満 |
|-----------|------------|

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|--|------------|-------|
| 信越化学工業株式会社 | 13,733,824 | 38.69 |
| 中澤正幸 | 1,970,491 | 5.55 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 1,241,900 | 3.50 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 890,700 | 2.51 |
| 株式会社群馬銀行 | 701,530 | 1.98 |
| RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT | 700,000 | 1.97 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) | 670,900 | 1.89 |
| ジェーピー モルガン バンク ルクセンブルグ エスエイ 380578 | 462,800 | 1.30 |
| CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 449,800 | 1.27 |
| ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー | 373,600 | 1.05 |

| | |
|-----------------|---|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | — |
|-----------------|---|

| | |
|--------|----|
| 親会社の有無 | なし |
|--------|----|

補足説明 更新

(1)上記大株主の状況は、2016年5月31日現在の状況を記載しております。

(2)当社は、自己株式3,368,350株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。

3. 企業属性

| | |
|-------------|--------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
|-------------|--------|

| | |
|-----|----|
| 決算期 | 5月 |
|-----|----|

| | |
|----|------|
| 業種 | 金属製品 |
|----|------|

| | |
|---------------------|---------------|
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 500人以上1000人未満 |
|---------------------|---------------|

| | |
|-------------------|-----------------|
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
|-------------------|-----------------|

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

現時点において、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 12名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 8名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | |
|------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | |
| 春山進 | 弁護士 | | | | | | | | | △ | | | |
| 塚越勝美 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | △ | | | |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|------|------|--|---|
| 春山進 | ○ | 春山・星野法律事務所弁護士 社外取締役の春山進氏は、春山・星野法律事務所(旧 春山法律事務所)の弁護士であり、当社は同事務所と2012年5月まで法律顧問契約を締結しておりました。 | 春山進氏は、弁護士として豊富な経験、知識を有しており、同氏を社外取締役に選任することにより、独立した立場から当社経営に対する積極的な提言を得られるとともに、経営の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し選任しております。なお、同氏と当社の間には特別な利害関係はありません。したがって、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。 |
| 塚越勝美 | ○ | 社外取締役の塚越勝美氏は、2009年6月まで当社の取引先である株式会社群馬銀行の専務取締役にありました。 | 塚越勝美氏は、経営者としての豊富な経験を有しており、同氏を社外取締役に選任することにより、独立した立場から当社経営に対する積極的な提言を得られるとともに、経営の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し選任しております。なお、同氏が2009 |

年6月まで専務取締役でありました株式会社群馬銀行は当社の主要な借入先ではありますが、当社の総資産に占める同行からの借入金の割合は0.7%と僅少であり、同行が当社の意思決定に対し重大な影響を与えるおそれはありません。したがって、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないものと判断し独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役員の員数

4名

監査役の人数

4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況

会計監査人とは必要に応じ随時情報交換を行い、相互の連携を高め職務執行を十分に監視できる体制を整えております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は3ヶ月毎に内部監査室と定例会議を行い、活動状況の報告を受け、その活動内容について助言を行い、必要に応じて調査を求めています。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 室田雅之 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | ○ | | | |
| 村岡正三 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 楠原利和 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|----|--------------|-------|
|----|--------------|-------|

| | 独立役員 | | |
|------|------|--|--|
| 室田雅之 | ○ | ぐんぎんリース株式会社代表取締役社長 社外監査役の室田雅之氏は、2014年6月まで当社の取引先である株式会社群馬銀行の常務取締役でありました。また、2014年6月より当社の取引先であるぐんぎんリース株式会社の代表取締役社長であります。 | 室田雅之氏は、経営者として豊富な経験を有しており、同氏を社外監査役に選任することにより、独立した立場から当社経営に対する積極的な提言を得られるとともに、経営の監視機能の充実に繋がるものと判断し選任しております。なお、同氏が2014年6月まで常務取締役でありました株式会社群馬銀行は当社の主要な借入先ではありますが、当社の総資産に占める同行からの借入金の割合は0.7%と僅少であり、同行が当社の意思決定に対し重大な影響を与えるおそれはありません。また、同氏が2014年6月より代表取締役社長でありますぐんぎんリース株式会社と当社の間には重要な取引はありません。したがって、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。 |
| 村岡正三 | — | — | 村岡正三氏は、半導体関連事業における幅広い業務経験を有しており、同氏を社外監査役に選任することにより、独立した立場から当社経営に対する積極的な提言を得られるとともに、経営の監視機能の充実に繋がるものと判断し選任しております。 |
| 楠原利和 | ○ | 楠原利和公認会計士事務所会計士 | 楠原利和氏は、公認会計士として財務および会計に関する豊富な経験、知見を有しており、同氏を社外監査役に選任することにより、経営の監視機能の充実に繋がるものと判断し選任しております。なお、同氏が2013年6月まで所属しておりました有限責任 あずさ監査法人は2016年8月まで当社の会計監査人でありましたが、同氏が当社の監査担当から離れて既に10年以上経過しております。したがって、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。 |

【独立役員関係】

| | |
|--------|----|
| 独立役員の数 | 4名 |
|--------|----|

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|---------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |
|---------------------------|---------|

該当項目に関する補足説明

各取締役は、会社の基本方針に従い、安定的な業績の拡大を図り企業価値を高めるべく邁進しております。各取締役(社外取締役を除く)への報酬等につきましては、それぞれの実績に基づいて、相応のインセンティブが与えられていることから、今までのところストックオプション等の設定は行っておりません。

| | |
|-----------------|--|
| ストックオプションの付与対象者 | |
|-----------------|--|

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

| | |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

2016年5月期における取締役の報酬等の額

取締役9名 205百万円

- (注) 1. 上記には、2015年8月27日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
 2. 上記には、2016年5月期の役員賞与引当金繰入額が含まれております。
 3. 上記には、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額(賞与を含む)は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

経営陣幹部・取締役の報酬決定につきましては、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、役職や職責に応じた基本報酬に加え、年次や中長期の業績を考慮して支給することを方針としております。報酬決定の手続につきましては、上記の方針を踏まえ、取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、事前に議案について説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行につきましては、取締役会において、法令および定款ならびに取締役会規則等に規定された事項を決議するとともに、経営陣幹部を含む業務執行取締役が諸施策を適切迅速に審議決定し、重要な日常業務の報告を目的とする経営会議を定期的に開催するなど、経営の効率化を図っております。

監査・監督につきましては、当社は監査役設置会社制度を採用しており、現在、社外監査役3名を含めた4名の監査体制としております。常勤監査役は経営会議その他の重要会議に出席し、積極的な情報の入手と社外監査役との情報交換・認識共有に努めております。また、社外監査役は、独立した立場からの客観的な監査や助言に努めております。更に、監査役は、必要に応じ会計監査人ならびに内部監査部門と情報交換を行うなど、相互に連携を図っております。なお、内部監査部門として、社長直轄の「内部監査室」を設置し、専任者が社内各部門の業務運営状況を定期的に監査しております。

取締役は、現在、社外取締役2名を含めた8名であります。取締役会においては、社外取締役が独立した立場から当社経営に対する積極的な提言を行うなど、経営の透明性の向上および監督機能の強化が図られております。また、監査役からの意見や助言を取り入れながら、有効かつ客観的な審議を行い、迅速な意思決定がなされるよう取り組んでおります。なお、意思決定の過程では、法的な側面につきましては顧問弁護士より、会計・税務面におきましては公認会計士や顧問税理士より、適宜、アドバイスを受け適法性を確保しております。更に、社外取締役および社外監査役による会合や、社外取締役および社外監査役ならびに代表取締役社長による会合を定期的に開催するなど、重要事項に関し取締役会以外でも意見交換ができる機会を確保しております。

経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名につきましては、当社の経営陣幹部または取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とすることを方針としております。指名の手続につきましては、上記の方針を踏まえ、取締役会で決定しております。なお、監査役候補者の指名に当たっては、監査役会の同意を得ております。また、取締役会の決定に先立って独立社外取締役と代表取締役社長が会合を開催し、意見交換を行っております。

経営陣幹部・取締役の報酬決定につきましては、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、役職や職責に応じた基本報酬に加え、年次や中長期の業績を考慮して支給することを方針としております。報酬決定の手続につきましては、上記の方針を踏まえ、取締役会で決定しております。なお、取締役会の決定に先立って独立社外取締役と代表取締役社長が会合を開催し、意見交換を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社制度を採用しており、4名の監査役のうち3名を社外監査役とすることで、経営の監視機能の充実を図っております。また、8名の取締役のうち2名を社外取締役とすることで、経営の透明性の向上および監督機能の強化を図っております。業務執行につきましては、経営陣幹部を含む業務執行取締役が諸施策を適切迅速に審議決定し、重要な日常業務を報告することを目的とする経営会議を定期的に開催するなど、経営活動の効率化を図っております。以上のとおり当社は、社外取締役・社外監査役を有効に活用しながら、経営の透明性の向上および監督機能の強化を図る仕組みを推進しております。このような体制が、現在、当社の事業規模や事業特性に鑑みて最適であると考え、当該体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|-----------------|--|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 直近の定時株主総会について、招集通知を法定期日より7日早く発送しております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 5月決算であり、集中日は回避できております。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|--|---------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 説明会という方式は採っていませんが、アナリスト・機関投資家に対しては電話取材や個別訪問にて多数回(延べ数十社)の説明をしております。 | なし |
| IR資料のホームページ掲載 | 決算短信、プレスリリース等を掲載しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | IRの担当者2名を選任しており、個別の取材、スモールミーティング等を通してIR活動に努めております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------|---|
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | ISO14001に基づいて、環境保全活動、省資源・省エネルギー化など、継続的な改善活動を展開しており、グリーン調達にも取り組んでおります。 |

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を構築し、整備する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範と倫理観のもとに職務を遂行するための「行動指針」を制定する。
- (2) コンプライアンスに関する規程等を整備し、これらの規程に従って業務を遂行する。コンプライアンスの状況については、内部監査室及びその他特定の規程等に定められた部門が内部監査を実施する。
- (3) コンプライアンス相談窓口を設け、内部通報制度の運用により法令及び規程等に違反する行為の早期発見と是正を図る。
- (4) 内部監査室は、当社の内部統制状況を把握、評価するなど内部監査を実施し、監査の結果を代表取締役社長に報告する。
- (5) 反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断することを徹底する。

この方針に基づき、対応統括部門を中心とした社内体制の整備を図り、警察などの外部専門機関との連携のもと、反社会的勢力排除に向けた取り組みを強力に推進する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録・保存する。これらの記録は、取締役及び監査役が閲覧可能な状態にて管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理に関する諸規程を整備し、これらの規程に従って業務を遂行する。リスク管理の状況については、内部監査室及び特定のリスク管理項目を分掌する部門が内部監査を実施する。
- (2) 全社横断的なリスク管理活動を推進するため、リスク管理委員会を設置する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会規則、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程等により権限委譲及び意思決定手順を明確化する。
- (2) 取締役等を構成員とする経営会議を設置する。
- (3) 取締役会において総合予算を策定し、総合予算に基づく事業部毎の月次業績管理を取締役会及び経営会議において実施する。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を整備し、運用する。内部統制の状況については、内部監査室が定期的に評価を実施する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役会からの要望があった場合は、監査役スタッフを置くものとする。
- (2) 監査役スタッフの人事については、監査役会の同意を得るものとする。
- (3) 監査役スタッフがその業務に関して監査役から指示を受けたときは、その指揮命令に従わなければならないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、危機管理規程に従って、直ちに当該事実を監査役に報告する。
- (2) 監査役は、取締役または使用人に対し報告を求めることができる。
- (3) 内部監査室は、内部監査の実施状況を監査役会に対して定期的に報告する。
- (4) 監査役に報告をした取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、経営会議その他の重要な会議、委員会等に出席できる。
- (2) 監査役と代表取締役社長との間で定期的に意見交換会を開催する。
- (3) 監査役は、会計監査人もしくは内部監査室との間で定期的に意見交換会を開催するなど、連携を図る。
- (4) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、「反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で対応しなければならない」「役員及び従業員は、自らの利益を得るために、反社会的勢力の利用や利益供与等を一切行ってはならない」とコンプライアンス・マニュアルにおいて定めており、役員及び従業員に対し周知徹底を図っている。

反社会的勢力からの接触、不当要求等が発生した場合、管理本部総務部が統括部門となり、関係諸機関との連携を図り、その対応にあたる。また、リスク管理の一環として総務部がリスク管理委員会と連携して対応マニュアルの充実と教育・訓練を推進する。

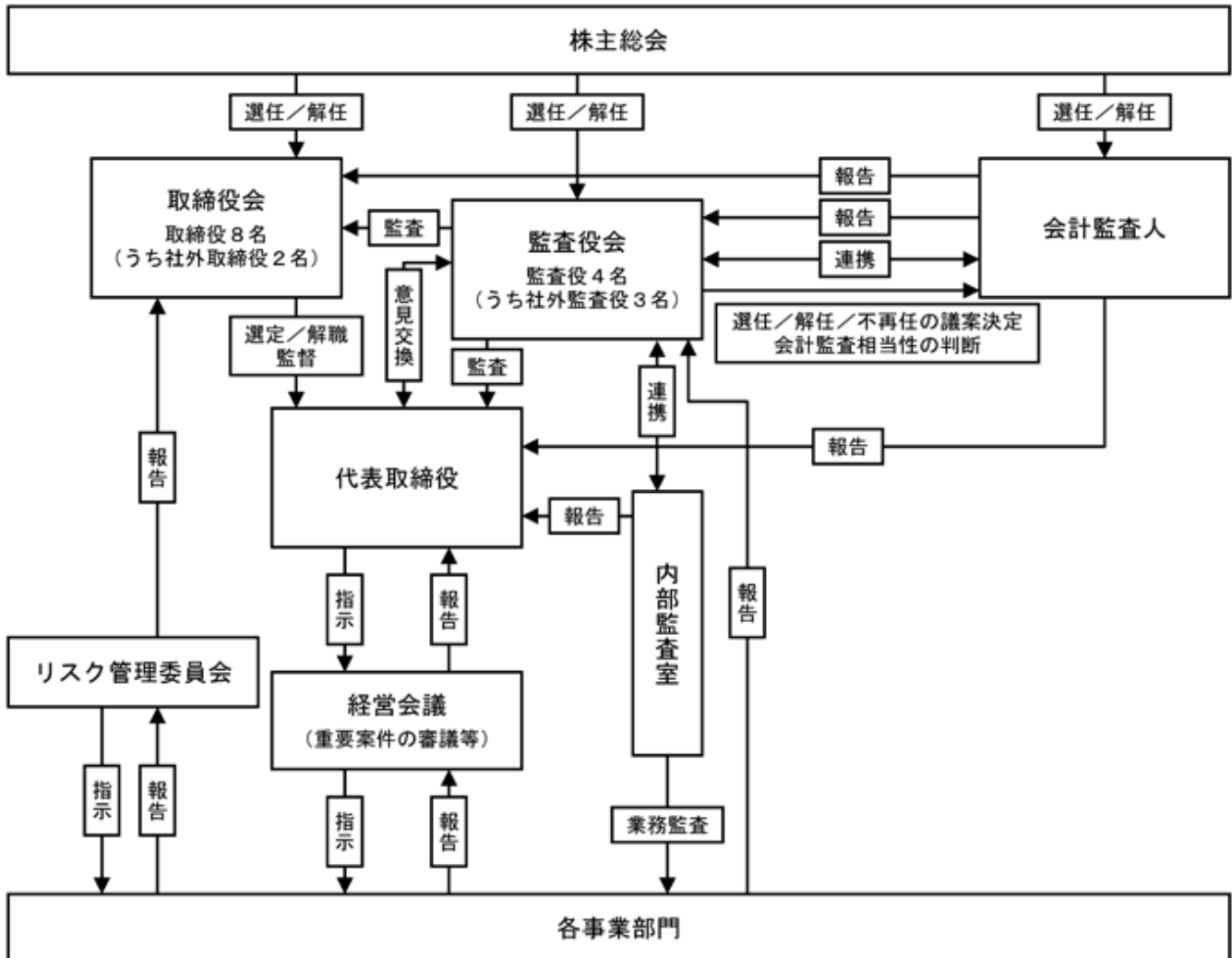
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示体制の概要(模式図)】

